|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 別表(第4条関係) |  |  |  |
| 種目 | 対象者 | 性能等 | 耐用年数 | 基準額 |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にある者に限る） | 腕，脚等の訓練のできる器具を付帯し，原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整することができる機能を有するもの | 8年 | 154,000円 |
| 特殊マット | 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む）、重度又は最重度の知的障害者（児）又は難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にある者に限る）。ただし、原則として3歳以上の者 | 褥瘡又は失禁による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの | 5年 | 19,600円 |
| 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(児)又は難病患者等と認められる者（自力で排尿できない者に限る）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 尿を自動的に吸引するもので，障害者等又はその介護者が容易に使用し得るもの | 5年 | 67,000円 |
| 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を必要とする者に限る。ただし、原則として3歳以上の者 | 身体障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 5年 | 82,400円 |
| 体位変換器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にある者に限る）で、下着の着脱等に当たり家族等他人の介助を必と要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | 5年 | 15,000円 |
| 移動用リフト | 下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）又は難病患者等と認められる者（下肢又は体幹機能に障害のある者に限る）。ただし、原則として3歳以上の者 | 介助者が障害者等を移動させる場合に，介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く | 4年 | 159,000円 |
| 訓練いす | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者 | 原則として付属のテーブルを付けるもの | 5年 | 33,100円 |
| 訓練用ベッド | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は難病患者等と認められる者（下肢又は体幹機能に障害のある者に限る）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの | 8年 | 159,200円 |
|  |  |  |  |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）又は難病患者等と認められる者（入浴に介助を必要とする者に限る）で、入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 | 入浴時の移動，座位の保持，浴槽への入水等を補助することができ，かつ，障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 90,000円 |
| 便器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は難病患者等と認められる者（常時介護を必要とする者に限る）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 障害者等が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし，取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 　9,850円 |
| 頭部保護帽 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で，てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 | ヘルメット型で歩行が困難な者が、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの | 3年 |  |
| 　　ア　スポンジ及び革を主材料としているもの | ア　15,200円 |
| 　　イ　スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの | イ　36,750円 |
| T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | 障害者等が容易に使用し得るもの | 3年 | 4,460円 |
| 移動・移乗支援用具 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）又は難病患者等と認められる者（下肢が不自由な者に限る）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 | おおむね次の性能を有する手すり，スロープ等であること。障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を要するもの。転倒予防，立ち上がり動作の補助，移乗動作の補助，段差解消等の用具とする。ただし，設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 60,000円 |
| 特殊便器 | 上肢機能2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）又は難病患者等と認められる者（上肢機能に障害のある者に限る）で、訓練を行っても自ら排便後の処理を行うことが困難である者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし，取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 151,200円 |
| 火災警報器 | 障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 | 屋内の火災を煙又は熱により感知し，音又は光を発し，屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 8年 | 15,500円 |
| 自動消火器 | 障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は難病患者等と認められる者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し，初期火災を消火し得るもの | 8年 | 28,700円 |
| 電磁調理器 | 視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの | 6年 | 41,000円 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 10年 | 7,000円 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害2級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯 | 音、声音を視覚，触覚等により知覚することができるもの | 10年 | 87,400円 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 | 透析液を加温し，一定温度に保つもの | 5年 | 51,500円 |
| ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要であると認められる者 | 障害者等が容易に使用し得るもの | 5年 | 36,000円 |
| 難病患者等と認められる者（呼吸器機能に障害のある者に限る） | 56,400円 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児) | 障害者等が容易に使用し得るもの | 10年 | 17,000円 |
| 盲人用体温計（音声式） | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 5年 | 9,000円 |
| 盲人用体重計 | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 5年 | 18,000円 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する身体障害者（児）であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者若しくは難病等により人工呼吸器の装着が必要な者（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者） | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、使用者及び介護者が容易に使用し得るもの | 5年 | 157,500円 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの | 5年 | 98,800円 |
| 情報・通信支援用具 | 上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児） | 障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト上肢機能障害者（児）　インテリキー、ジョイスティック等視覚障害者（児）　画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等 | 5年 | 100,000円 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上）身体障害者であって、必要と認められる者 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの | 6年 | 383,500円 |
| 点字器 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）。原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする | 7年 |  |
| 　 | （１）　標準型　　ア　両面書真鍮板製　　イ　両面書プラスチック製 | ア　　　　　　10,400円イ　　　　　　6,600円 |
| 　 | （２）　携帯用　　ア　片面書アルミニューム製　　イ　片面書プラスチック製 | ア　　　　　　7,200円イ　　　　　　1,650円 |
| 点字タイプライター | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 5年 | 63,100円 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき，かつ，DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で，視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 6年 | 85,000円 |
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り，音声信号に変換して出力する機能を有するもので，視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 6年 | 99,800円 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚に障害を有する身体障害者（児）であって、本装置を使用することにより文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで，簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの | 8年 | 198,000円 |
| 盲人用時計 | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 10年 | 触読式　　10,300円音声式　　13,300円 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション，緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり，聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 5年 | 71,000円 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害者（児）であって、本装置を使用することによりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し，かつ，災害時の障害者（児）向け緊急信号を受信するもので，聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 6年 | 88,900円 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出者又は音声言語機能障害者（児）であって、発声若しくは発語に著しい障害を有する者 | 笛式　　　呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの電動式　　　顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | ５年 | 笛式　　　　8,100円電動式　　70,100円 |
|  | 福祉電話（貸与） | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 身体障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの |  | 新規設置　83,300円回線切換　のみ　　　　2,000円　　 |
| ファックス（貸与） | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 聴覚障害者等が容易に使用し得るもの |  | 7,700円 |
| 視覚障害者ワードプロセッサー（共同利用） | 視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 | 編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの |  | 1,030,000円 |
| 点字図書 | 視覚障害者（児）で、情報の入手を点字による者 | 点字により作成された図書 |  | 当該点字図書の価格（6タイトル又は24巻を限度とする） |
| 排泄管理支援用具 | ストマ装具 | 人工肛門又は人工膀胱造設者 | 蓄便袋　　　低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 | ― | 月額8,858円 |
| 　 | 蓄尿袋低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で，尿処理用のキャップ付のもの | ― | 月額11,639円 |
| 紙おむつ等 | ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意志表示困難者 | 紙おむつ，洗腸用具，サラシ，ガーゼ等衛生用品 | ― | 月額12,000円 |
| 収尿器 | 高度の排尿機能障害 | 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの | 1年 | (1)　男性ア　普通型　7,700円イ　簡易型　5,700円 |
| 　 |
| 　 | (2)　女性 |
| 　 | ア　普通型　8,500円 |
| 　 | イ　簡易型　5,900円 |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者等であって、障害程度等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者）又は難病患者等と認められる者（下肢又は体幹機能に障害のある者に限る） | 障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの | 1回限り | 200,000円 |
| 備考 |  |  |  |  |
| 1　火災警報機は，1世帯につき2台まで給付することができる。 |  |  |
| 2　脳原性運動機能障害は，表中の上肢，下肢及び体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。 |
| 3　点字図書は，年度内複数回の申請を認める。ただし，2回目以降は基準額から前回までに申請した点字図書の額を差し引いた額を基準額として取り扱うものとする |
|   |  |  |